

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00033 沿革 (略) <u>平成28年10月24日 一部改正</u></p> <p>海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00007。以下「約款(貸付金債権等)」という。)第 38 条及び海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00008。以下「約款(保証債務)」という。)第 35 条の規定に基づいて、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00033 沿革 (略)</p> <p>海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00007。以下「約款(貸付金債権等)」という。)第 38 条及び海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00008。以下「約款(保証債務)」という。)第 35 条の規定に基づいて、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。</p>	
<p>第 1 条～第 5 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 5 条 (略)</p>	
<p>(償還金額及び償還期限確定の通知)</p> <p>第 6 条 保険契約者又は被保険者は、資金貸付が終了し、当該資金貸付に係る償還金額及び償還期限が確定したときは、約款(貸付金債権等)第 12 条第 1 項又は約款(保証債務)第 12 条第 1 項の規定に基づき、当該確定日から 1 月以内に、別紙様式第 5 による海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書、同様式別表及び次の各号に掲げる書類を本店に提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 海外事業資金貸付金債権等の取得の場合にあつては、送金事務を取り扱った銀行等が発行する送金を証する書類</li> <li>二 保証債務の負担の場合にあつては、保証債務に係る借入金又は公債、社債その他これらに準ずる債券の発行により調達される資金について主たる債務者の受領を証する書類</li> </ul>	<p>(償還金額及び償還期限確定の通知)</p> <p>第 6 条 保険契約者又は被保険者は、資金貸付が終了し、当該資金貸付に係る償還金額及び償還期限が確定したときは、約款(貸付金債権等)第 12 条第 1 項又は約款(保証債務)第 12 条第 1 項の規定に基づき、当該確定日から 1 月以内に、別紙様式第 5 による海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書、同様式別表及び次の各号に掲げる書類を本店に提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 海外事業資金貸付金債権等の取得の場合にあつては、送金事務を取り扱った銀行等(<u>貿易保険法第 37 条第 1 項に規定する銀行等をいう。以下同じ。</u>)が発行する送金を証する書類</li> <li>二 保証債務の負担の場合にあつては、保証債務に係る借入金又は公債、社債その他これらに準ずる債券の発行により調達される資金について主たる債務者の受領を証する書類</li> </ul>	
<p>第 7 条～第 20 条 (略)</p>	<p>第 7 条～第 20 条 (略)</p>	
<p>(保険金の支払請求)</p>	<p>(保険金の支払請求)</p>	

新	旧	備考
<p><b>第 21 条</b> 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款（貸付金債権等）第 25 条又は約款（保証債務）第 24 条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。</p> <p>一 <u>約款（貸付金債権等）第 3 条のてん補危険の場合</u> 別紙様式第 16 による海外事業資金貸付保険保険金請求書に、別表 5 に定める書類を添付したもの</p> <p>二 <u>約款（保証債務）第 3 条のてん補危険の場合</u> 別紙様式第 16 による海外事業資金貸付保険保険金請求書に、別表 6 に定める書類を添付したもの</p>	<p><b>第 21 条</b> 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款（貸付金債権等）第 25 条第 2 項又は約款（保証債務）第 24 条第 2 項に規定する期間に、別紙様式第 16 による海外事業資金貸付保険保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあつては、第三号、第四号、第五号、第六号ロ、第七号、第九号及び第十号の書類の提出を要しない。</p> <p>一 <u>保険金請求経緯書</u></p> <p>イ <u>請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあつては、別紙様式第 17 による保険金請求経緯書</u></p> <p>ロ <u>請求する保険金の額が 300 万円超の場合にあつては、次の事項の内容を記載した書類であつて様式任意</u></p> <p>① <u>保険金請求に至る経緯</u></p> <p>② <u>約款（貸付金債権等）の場合は海外事業資金貸付の相手方、約款（保証債務）の場合は保証債務に係る主たる債務者（以下「資金貸付の相手方等」という。）との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る資金貸付以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</u> なお、取引の状況については、本保険金請求に係る貸付日前 6 月間の償還日、償還金額、支払日、支払金額、貸付日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。</p> <p>③ <u>資金貸付の相手方等、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況</u></p> <p>④ <u>資金貸付に係る義務の履行に関し、資金貸付の相手方等が行っているクレームの有無及び被保険者の対応状況</u></p> <p>⑤ <u>今後の回収見通し</u></p> <p>⑥ <u>延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）</u></p> <p>二 <u>質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合は、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u></p> <p>三 <u>未決済額が確認できる書類</u></p> <p>四 <u>一部入金がある場合は、入金を確認できる書類</u></p>	

新	旧	備考
<p>2 一の資金貸付について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあつては、同時に請求するものとする。</p> <p>3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、<u>保険金を請求する</u>ものとする。</p>	<p><u>五 外貨建て資金貸付の場合は、為替換算率証明書</u></p> <p><u>六 保険事故を証する書類</u></p> <p><u>イ 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明書、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類</u></p> <p><u>ロ 信用危険の場合には、資金貸付の相手方等の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、資金貸付の相手方等への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類</u></p> <p><u>七 支払保証付案件については、その保証状の写し（L/Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）</u></p> <p><u>八 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類</u></p> <p><u>九 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券）</u></p> <p><u>十 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類の写し</u></p> <p><u>十一 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類</u></p> <p><u>十二 その他参考となるべき書類</u></p> <p>2 一の資金貸付について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあつては、同時に請求するものとする。</p> <p>3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、<u>保険金の請求を行う</u>ものとする。</p>	
<p>第22条～第23条 （略）</p>	<p>第22条～第23条 （略）</p>	
<p><b>第24条</b> 被保険者は、約款（貸付金債権等）第31条第2項又は約款（保証債務）第29条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第20による海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書及び履行の状況を証する書類を、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られ</p>	<p><b>第24条</b> 被保険者は、約款（貸付債権等）第31条第2項又は約款（保証債務）第29条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第20による海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書及び履行の状況を証する書類を、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られな</p>	

新	旧	備考																																				
<p>なかった場合には、当該不認定の通知の日) から3月ごとに本店に提出するものとする。 2～4 (略)</p>	<p>かった場合には、当該不認定の通知の日) から3月ごとに本店に提出するものとする。 2～4 (略)</p>																																					
<p><b>第25条</b> 被保険者は、約款(貸付金債権等)第31条第1項又は約款(保証債務)第29条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第21による海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書に、共通運用規程に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、資金貸付の相手方等が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。</p>	<p><b>第25条</b> 被保険者は、約款(貸付債権等)第31条第1項又は約款(保証債務)第29条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第21による海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書に、共通運用規程に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、資金貸付の相手方等が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。</p>																																					
<p>第26条～第32条 (略)</p>	<p>第26条～第32条 (略)</p>																																					
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成28年11月1日から実施する。</u></p>																																						
<p><b>別表1</b> 提出先は、本店とする。</p> <table border="1" data-bbox="98 1098 967 1458"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険申込書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>海外事業資金貸付(保証債務)保険申込書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>海外事業資金貸付保険における他の保険契約の通知書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書</td> <td>1(1)</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	1	海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険申込書	1(1)	2	海外事業資金貸付(保証債務)保険申込書	1(1)	3	海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書	1(1)	4	海外事業資金貸付保険における他の保険契約の通知書	1(1)	5	海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書	1(1)	<p><b>別表1</b> 提出先は、本店とする。</p> <table border="1" data-bbox="1003 1098 1872 1458"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険申込書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>海外事業資金貸付(保証債務)保険申込書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>海外事業資金貸付保険における他の保険契約の通知書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書</td> <td>1(1)</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	1	海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険申込書	1(1)	2	海外事業資金貸付(保証債務)保険申込書	1(1)	3	海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書	1(1)	4	海外事業資金貸付保険における他の保険契約の通知書	1(1)	5	海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書	1(1)	
様式番号	提出書類	提出部数																																				
1	海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険申込書	1(1)																																				
2	海外事業資金貸付(保証債務)保険申込書	1(1)																																				
3	海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書	1(1)																																				
4	海外事業資金貸付保険における他の保険契約の通知書	1(1)																																				
5	海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書	1(1)																																				
様式番号	提出書類	提出部数																																				
1	海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険申込書	1(1)																																				
2	海外事業資金貸付(保証債務)保険申込書	1(1)																																				
3	海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書	1(1)																																				
4	海外事業資金貸付保険における他の保険契約の通知書	1(1)																																				
5	海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書	1(1)																																				

新			旧			備考
6 - 1	海外事業資金貸付保険保険目的等譲渡等承認申請書	1 (1)	6 - 1	海外事業資金貸付保険保険目的等譲渡等承認申請書	1 (1)	
6 - 2	海外事業資金貸付保険保険目的等譲渡等終了通知書	1 (1)	6 - 2	海外事業資金貸付保険保険目的等譲渡等終了通知書	1 (1)	
7 - 1	海外事業資金貸付保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	7 - 1	海外事業資金貸付保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	
7 - 2	海外事業資金貸付保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	7 - 2	海外事業資金貸付保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	
8 - 1	海外事業資金貸付保険保険目的等信託承認申請書	1 (1)	8 - 1	海外事業資金貸付保険保険目的等信託承認申請書	1 (1)	
8 - 2	海外事業資金貸付保険保険目的等信託終了通知書	1 (1)	8 - 2	海外事業資金貸付保険保険目的等信託終了通知書	1 (1)	
8 - 3	受益者変更通知書	1 (1)	8 - 3	受益者変更通知書	1 (1)	
8 - 4	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約締結通知書	1 (1)	8 - 4	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約締結通知書	1 (1)	
8 - 5	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約貸付債権譲渡通知書	1 (1)	8 - 5	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約貸付債権譲渡通知書	1 (1)	
8 - 6	信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書	1 (1)	8 - 6	信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書	1 (1)	
9	海外事業資金貸付保険事情発生通知書	1	9	海外事業資金貸付保険事情発生通知書	1	
10	海外事業資金貸付保険（損失・危険）発生通知書	1 (1)	10	海外事業資金貸付保険（損失・危険）発生通知書	1 (1)	
11	海外事業資金貸付保険債権登録通知書	1 (1)	11	海外事業資金貸付保険債権登録通知書	1 (1)	
12	海外事業資金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)	12	海外事業資金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)	
13	海外事業資金貸付保険入金通知書	1 (1)	13	海外事業資金貸付保険入金通知書	1 (1)	
14	海外事業資金貸付保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	14	海外事業資金貸付保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	
15	海外事業資金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	15	海外事業資金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	
16	海外事業資金貸付保険保険金請求書	1 (1)	16	海外事業資金貸付保険保険金請求書	1 (1)	
17	海外事業資金貸付保険保険金請求経緯書	1 (1)	17	海外事業資金貸付保険保険金請求経緯書 <u>(保険金請求額が 300 万円以下の案件)</u>	1 (1)	
18	海外事業資金貸付保険時効中断承認申請書	1 (1)	18	海外事業資金貸付保険時効中断承認申請書	1 (1)	
19	海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書	1 (1)	19	海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書	1 (1)	
20	海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書	1 (1)	20	海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書	1 (1)	
21	海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書	1 (1)	21	海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書	1 (1)	
22	海外事業資金貸付保険回収金納付通知書	1 (1)	22	海外事業資金貸付保険回収金納付通知書	1 (1)	

新			旧			備考												
23	海外事業資金貸付保険回収費用負担請求書	1 (1)	23	海外事業資金貸付保険回収費用負担請求書	1 (1)	<p>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による 注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。</p>												
24 - 1	海外事業資金貸付保険権利行使等委任状	1 (1)	24 - 1	海外事業資金貸付保険権利行使等委任状	1 (1)													
24 - 2	海外事業資金貸付保険権利行使等委任状（サービス一回収用）	1 (1)	24 - 2	海外事業資金貸付保険権利行使等委任状（サービス一回収用）	1 (1)													
25	海外事業資金貸付保険回収納付金返還請求書	1 (1)	25	海外事業資金貸付保険回収納付金返還請求書	1 (1)													
26	不正競争防止法に係る誓約書	1	26	不正競争防止法に係る誓約書	1													
<p>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による 注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。</p>			<p>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による 注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。</p>															
別表2～別表4（略）			別表2～別表4（略）															
<p><u>別表5（第21条第1項第1号関係）</u></p> <p><u>約款（貸付金債権等）第3条のてん補危険の場合</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1. 保険金請求書</u></td> <td><u>別紙様式による保険金請求書</u></td> </tr> <tr> <td><u>2. 保険金請求経緯書</u></td> <td><u>別紙様式による保険金請求経緯書</u></td> </tr> <tr> <td><u>3. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類</u></td> <td><u>資金貸付の相手方が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類</u></td> </tr> <tr> <td><u>4. 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類</u></td> <td><u>償還金額及び償還期限が確定している場合は、当該償還金額及び償還期限の確定を証する書類</u></td> </tr> <tr> <td><u>5. 保険事故を確認できる書類</u></td> <td> <u>(1) 約款（貸付金債権等）第3条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類</u>  <u>(2) 約款（貸付金債権等）第3条第3号に該当</u> </td> </tr> </tbody> </table>			提出書類	備考	<u>1. 保険金請求書</u>	<u>別紙様式による保険金請求書</u>	<u>2. 保険金請求経緯書</u>	<u>別紙様式による保険金請求経緯書</u>	<u>3. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類</u>	<u>資金貸付の相手方が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類</u>	<u>4. 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類</u>	<u>償還金額及び償還期限が確定している場合は、当該償還金額及び償還期限の確定を証する書類</u>	<u>5. 保険事故を確認できる書類</u>	<u>(1) 約款（貸付金債権等）第3条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類</u> <u>(2) 約款（貸付金債権等）第3条第3号に該当</u>				
提出書類	備考																	
<u>1. 保険金請求書</u>	<u>別紙様式による保険金請求書</u>																	
<u>2. 保険金請求経緯書</u>	<u>別紙様式による保険金請求経緯書</u>																	
<u>3. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類</u>	<u>資金貸付の相手方が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類</u>																	
<u>4. 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類</u>	<u>償還金額及び償還期限が確定している場合は、当該償還金額及び償還期限の確定を証する書類</u>																	
<u>5. 保険事故を確認できる書類</u>	<u>(1) 約款（貸付金債権等）第3条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類</u> <u>(2) 約款（貸付金債権等）第3条第3号に該当</u>																	

新	旧	備考
	<p>する事由のうち、借入国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、<u>資金貸付の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等）</u></p> <p>(3) <u>約款（貸付金債権等）第3条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</u></p> <p>(4) <u>約款（貸付金債権等）第3条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類</u></p> <p>(5) <u>約款（貸付金債権等）第3条第10号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</u></p>	
<p>6. <u>損失防止軽減義務の履行を確認できる書類</u></p>	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</p> <p>① <u>資金貸付の相手方に対する支払の督促を確認できる書類</u></p> <p>② <u>保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類</u></p> <p>③ <u>保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類</u></p> <p>④ <u>担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類</u></p> <p>⑤ <u>貸付契約等上の債権保全に係る権利を行使したことを確認できる書類</u></p> <p>⑥ <u>弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類</u></p>	

新		旧	備考
	<p><u>⑦ 資金貸付の相手方について、破産手続等が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類</u></p> <p><u>⑧ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類</u></p>		
7. <u>保険証券</u>	<p><u>(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本</u></p> <p><u>(2) (1)において当該契約の変更や保険期間の延長等により、変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本</u></p>		
8. <u>質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u>	<u>質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合</u>		
9. <u>為替換算率を証する書類（任意）</u>	<u>外貨建て資金貸付の場合</u>		
10. <u>保証状の写し</u>	<u>支払保証付き案件の場合</u>		
11. <u>他の保険の請求状況を確認できる書類</u>	<u>同一の海外事業資金貸付について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様な補範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類</u>		
<p><u>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。</u></p>			



新		旧	備考
<u>別表6(第21条第1項第2号関係)</u>			
<u>約款(保証債務)第3条のてん補危険の場合</u>			
<u>提出書類</u>	<u>備考</u>		
<u>1. 保険金請求書</u>	<u>別紙様式による保険金請求書</u>		
<u>2. 保険金請求経緯書</u>	<u>別紙様式による保険金請求経緯書</u>		
<u>3. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類</u>	<u>被保険者が求償権に基づき取得し得べき金額について、保証債務に係る主たる債務者より未回収となっている額について、保証債務者が当該未回収額を確認した書類(債務確認書等)又は被保険者が未決済額を表明した書類</u>		
<u>4. 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類</u>	<u>保証債務に係る主たる債務者の債務について償還金額及び償還期限が確定している場合は、当該償還金額及び償還期限の確定を証する書類</u>		
<u>5. 保険事故を確認できる書類</u>	<u>保証債務を履行したことを証する書類及び次の(1)から(5)までのいずれかに該当する書類</u> <u>(1) 約款(保証債務)第3条第1号イ、ロ、ニ、ホ、ヘ又はトに該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類</u> <u>(2) 約款(保証債務)第3条第1号ハに該当する事由のうち、借入国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、保証債務に係る主たる債務者が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類(ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等)</u> <u>(3) 約款(保証債務)第3条第1号チに該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事</u>		

	新	旧	備考
	<p>実を証する書類</p> <p>(4) <u>約款(保証債務)第3条第1号りに該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類</u></p> <p>(5) <u>約款(保証債務)第3条第2号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</u></p>		
<p>6. <u>損失防止軽減義務の履行を確認できる書類</u></p>	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</p> <p>① <u>保証債務を履行したことにより取得した求償権を時効としない措置を取ったことを証する書類</u></p> <p>② <u>保証債務に係る主たる債務者について、破産手続等が開始された場合は、債権届出等、当該国その他の外国の法令に定められた措置その他これらに準ずる回収のために必要な措置を講じたことを証する書類</u></p> <p>③ <u>法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類</u></p>		
<p>7. <u>保険証券</u></p>	<p>(1) <u>質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本</u></p> <p>(2) <u>上記(1)において当該契約の変更や保険期間の延長等により、変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本</u></p>		
<p>8. <u>質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u></p>	<p><u>質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合</u></p>		
<p>9. <u>為替換算率を証する書類(任意)</u></p>	<p><u>外貨建て資金貸付の場合</u></p>		
<p>10. <u>保証状の写し</u></p>	<p><u>支払保証付き案件の場合は、当該保証状の写</u></p>		

新		旧	備考
	<u>し及び保証人に対し履行請求を行ったことを証する書類</u>		
11. <u>他の保険の請求状況を</u> <u>確認できる書類</u>	<u>同一の保証債務について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様な補範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類</u>		
注： <u>ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。</u>			